

はーい!

男と女が共に歩むための情報誌

Hi, あきしま



vol.30
2010.10



特集

一人ひとりがいきいきと輝くために
～男女共同参画社会の実現に向けて～
男女共同参画講演会より

男女共同参画プラン 市民意見交換会

ちょっと、いいはなし

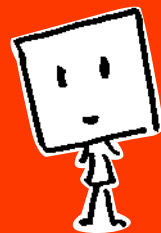
いい人間関係を続けるためのコミュニケーション術

●BOOK GUIDE

『アリーテ姫の冒険』

『「格差」の戦後史』

コラム どうなる? 世界で最も輝いた人 ～MICHAEL JACKSON～



一人ひとりがいきいきと輝くために ～男女共同参画社会の実現に向けて～

特集

講師 国広 陽子さん(東京女子大学 現代教養学部 人間科学科教授)
男女共同参画講演会より

一人ひとりがいきいきと輝くためには、「男女共同参画」は理想ではなく、「当然のことである」という視点が必要なのではないでしょうか・・・。

尊重されなければならぬ 一人ひとり

男女共同参画社会というのは、「一人ひとりが輝く社会」であり、「一人ひとり」が尊重される社会です。その「一人ひとり」を考えるときに、自分と同じ状況にある人だけではなく異なった状況にある「一人ひとり」をどれだけ具体的にイメージすることができるかが大事でしょう。

そのためには、勉強をしたり、本やメディア等の情報に触れたり、街に出ていろいろな人と触れ合うことが大事です。それは、私が大学で教えていても強く思うことです。ごく身近な人のことしか考えられなくなっていないませんか。

参加と参画

「参画」とは、その場にただいるだけではなく、方針を決定したり、物事を決めるときに重要な影響力を持って行使できるように在り方を示しています。皆さんが参加している様々な活動においても、女性が「参加」をしていても、意思決定・方針決定には力をあまり強く及ぼしていないという集まりがたくさんあるのではないのでしょうか。

いろいろなグループにおいて、マイノリティ(少数派)の人が2割はいないとその存在感が感じられないという研究があります。女性に限りませんが、少数派が2割になると目立ってきて、この人たちのことを考えなければということにな

るそうです。そして実質的な影響力を持つには、最低3割は必要です。

日本の政府も「参画」を進めるために、2020年までに、あらゆる場に女性の参画、リーダー的・指導的な位置にいる女性を30%にするという目標を立てています。

「男女共同参画社会基本法」 (1999年)の意味

日本国憲法はすぐれた憲法で、男女同権に関しては、「女性が性によって差別されることはない」としています。しかし、実際には女性にとって不利な状況は大きくは変わっていないことが認識され、理念はあっても現実が変わっていない日本社会を変えなければいけないということ、「男女共同参画社会基本法」が、1999年に施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の前文には、「男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会の最重要課題である」と書いてあります。この認識は重要です。しかし、日本の根本的なシステムを変えなければ、それは実現できません。本気でこれを実現するのはそれほど楽なことではありません。



『地域社会における女性と政治』

大山七穂・国広陽子著 東海大学出版会
2010年4月

女性議員へのインタビュー調査やアンケート調査に基づき、女性が抱える問題をジェンダーの視点で問い直した実証的な本。「女性と政治」の実情についても政治参画や社会参画との関りのなかで概説している。



誰の意見が尊重されていないか、
方針決定の場には誰か

国会などの議会だけでなく、自治会長やPTA、NPOなどのリーダーが女性かどうかも重要です。日頃の活動をするのは女性、しかし会長は男性というケースが多いです。なぜ日頃の活動を行っている人が会長にならないのでしょうか。これはかなり根が深い大きな問題です。

「男女共同参画社会基本法」では国民の義務や責任についても述べています。参画するというのは、方針を決めることに加わるということですから、その結果にある程度責任を持つことにつながり、「責任も持ち合い、義務も持ち合い、一人ひとりが作る社会である」ということになります。

それなのに、もし男性よりも女性の方が「なるべくなら責任を取りたくない、責任を取るの怖い、力を持つと責任を持たなくてはいけないから、力を持ちたくない」と、物事の決定に関して後ろ向きの姿勢を持っていることがあるとしたら、それは変えなくてははいけません。方針決定の場において、発言しないと意見は尊重されにくいのです。

女子差別撤廃条約と日本

男女共同参画の実現を国連で条約として定めているのが「女子差別撤廃条約」です。1979年に採択された国連の国際条約で、それを批准する国はその条約に照らして自分の国の国内法を見直すこ

とも必要になります。

日本が批准したのは、1985年です。条約に違反する国内法を持っていると矛盾するため、批准できないのです。日本には女性に不利な「国籍法」があり、また労働面での性差別を禁止する法がなかったため、すぐには批准できませんでした。

「女子差別撤廃条約」を批准した国は、条約を批准して1年後に国連に対して、自分の国での取り組みを報告する必要があります。またその後は、4年ごとぐらに政府が国連に報告をするのですが、マスコミ報道が少ないため、実際に、どういう審査をされ、どういう勧告を受けているか知らない人も多いですよね。

日本の取り組み

市民一人ひとりの抱えている問題がもっと政策決定の場に映し出されるような仕組み、市民の活動とそれを十分に尊重するような政府あるいは行政の在り方によって、「男女共同参画社会」は実現していくと思います。

「昭島市男女共同参画プラン」は、昭島市の取り組み計画です。例えば夏休み、子どもたちが「どうやって勉強しようか」と計画を立て実行するのと同じように、その実行のされ方は市民一人ひとりに強い関わりがあります。これを単に机上のもので終わらせてはだめです。行政は、やる気を示し、積極的に取り組むこと。一方市民は、その内容を吟味し、どう実行されているかをきちんと監視していく役割を持っているのです。

INFORMATION

育児・介護休業法が改正されました！

- (1)①子育て中の短時間勤務制度及び②所定外労働(残業)の免除の義務化
 - ★3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務になります。
 - ★3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。
- (2)子の看護休暇制度の拡充
 - 休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が一人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。
- (3)父親の育児休業の取得促進
 - ①パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)
 - 母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長されます。
 - ※父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間
 - ②出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進
 - 配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。
 - ③労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止
- (4)介護休暇の新設
- (5)法の実効性の確保
 - ①苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設
 - ②勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の創設

施行日

- 改正法の施行日は、「平成22年6月30日」
- ただし、(5)のうち、調停については、「平成22年4月1日」、その他については「平成21年9月30日」

詳しくは、東京労働局ホームページ <http://www.roudoukyoku.go.jp> へ

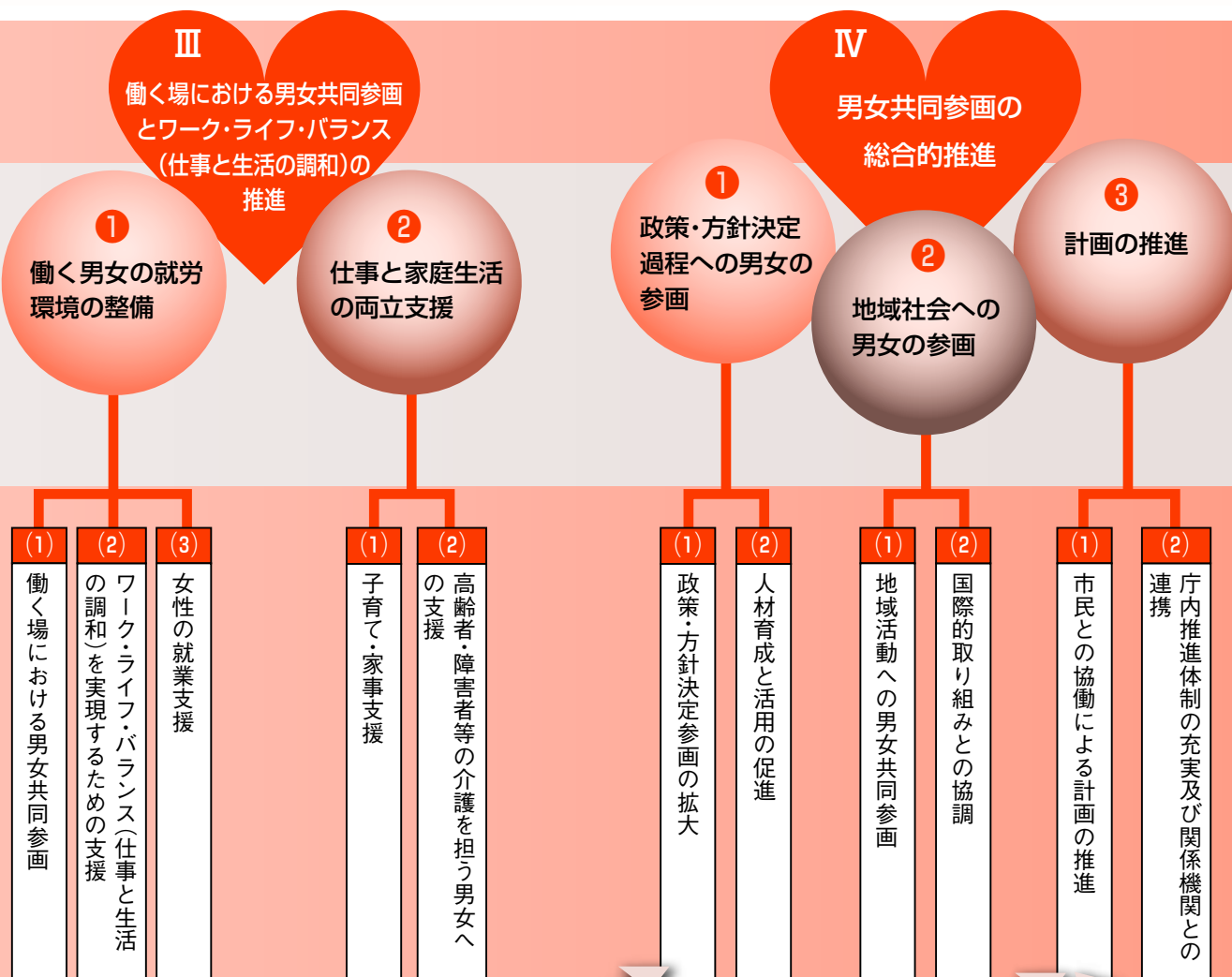
市民意見交換会が開催されました!!

昭島市では、平成23年度からの「昭島市男女共同参画プラン」について、「昭島市男女共同参画プラン審議会」を開催し、策定に向けての審議を行っています。審議会は、会長の武蔵野大学教授藤原さん副会長の大妻女子大学准教授柴田さんをはじめとする学識経験者4名、関係市民団体より4名、公募市民委員4名、女性8名男性4名の計12名の委員で構成されています。

第2部では、審議会の会長と副会長より、「昭島市男女共同参画プラン(案)」の概要が説明され、その後「市民意見交換会」が開催されました。

現在「昭島市男女共同参画審議会」で検討されている新プランの体系図の案と、「市民意見交換会」において寄せられたご意見の一部を紹介します。

「市民意見交換会」で寄せられた意見については、今後の審議会において検討し、プランに反映していきます。



「健康支援」というと体だけと捉えがちなので、「こころとからだの健康支援」として「こころ」に対する支援も進めて欲しい。

子育て中の人も参画できるように、審議会等に保育を設置して欲しい。

現在の「男女共同参画ルームおあしす」の機能を拡充し、「男女共同参画センター」の設置を検討して欲しい。

平成15年1月に「男女共同参画都市宣言」をしていることから、引き続き「男女共同参画条例」の設置に向けて検討して欲しい。



男女共同参画プラン(案)についての

人権の尊重

男女平等の意識形成

基本理念

男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり

市民と行政との協働

基本理念の前文に、「女子差別撤廃条約」という言葉を入れて欲しい。

目標

施策の方向

主要施策

I
人権の尊重と
男女平等意識を育む
社会づくり

II
配偶者等からの暴力の
防止及び被害者支援と
男女の健康支援

①
人権が尊重される
社会づくり

②
男女平等意識
の醸成

③
男女平等教育・
学習の推進

①
あらゆる暴力
の防止

②
配偶者等からの
暴力などによる
被害者への
支援体制の確立

③
生涯を通じた
男女の健康支援

(1) 人権意識の育成
(2) 多文化共生社会の場での男女共同参画の推進

(1) 男女共同参画に関する啓発
(2) メディアにおける男女平等意識の形成

(1) 幼稚園・保育園の場における男女平等教育・学習の推進
(2) 学校教育の場における男女平等教育・学習の推進
(3) 家庭・地域・社会における男女平等教育・学習の推進

(1) 配偶者等からの暴力防止のための意識啓発・情報提供
(2) セクシュアル・ハラスメント防止の取り組み

(1) 配偶者等からの暴力などによる被害者の安全確保と自立支援
(2) 関係機関との連携と相談体制の充実

(1) 互いの性の尊重
(2) 性差や年代に応じた健康支援



『ワーキング・ウーマンの現状』

藤原千賀著 角川学芸出版 2003年3月

女性と労働の問題について、統計資料を基に分析し解決の糸口を探っている。最後に著者はジェンダーの視点で社会の仕組みを見直すことにより、女性も男性も暮らしやすい社会を築くことができるのではないかと語っている。





坂田雅彦さん(昭島市在住)

坂田法務行政書士事務所 行政書士会立川支部理事
つ北小地区・いきいき楽習協議会 副会長
平成15~16年度 つつじが丘北小学校PTA会長

ちょっと、いいはなし いい人間関係をつづけるための コミュニケーション術

「お互いの違いや長所短所を認め合い、常に相手に感謝の気持ちを忘れないことが、人としての真の対等な関係を築けるのではないのでしょうか。」

NPO 法人「ライブラリー」理事長 カウンセリングルーム立川 主任心理カウンセラー 坂田雅彦さんに、「いい人間関係」を保つための秘訣を伺いました。

対等な関係

カウンセリングルームに訪れる相談者の8割以上が人間関係の相談で、なかでも男女関係の相談が一番多いです。相談内容は離婚、浮気、デートDVなどさまざまですが、ほとんどの原因が、コミュニケーションがうまくいっていないことにあります。この三十年で夫婦も親子も対等の関係が求められる時代となりました。しかし、多くの人が、どう対等にコミュニケーションしたらよいのか分からないでいます。

いいコミュニケーション

いいコミュニケーションの三大要素

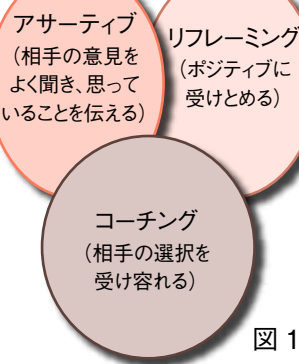


図1

例えば、昭夫さんと昭子さんご夫婦のとある休日の様子から、「コミュニケーション」の一例をみてみましょう。昭夫さんは休日となるといつもゴロゴロしているので、昭子さんは自分ばかりが家事や雑事をしていて、ライラが募り、つ

会話1

昭子「いつもゴロゴロばかりして。いい加減にしてよね」
昭夫「うるせーな」

ライラが募り、つ

ように口にしてしまいます。お互いがこう言いたくなるのは分かりますが、これではお互いに三つの要素(図1)に欠けていて、二人の関係が悪化してしまうリスクが高いですね。

リフレーミング

それでは、次のように言い換えてみましょう。

昭子「疲れているみたいだけど、だいじょうぶ？」
昭夫「うん。何か手伝って欲しいことある？」

会話2

昭子さんは、まず昭夫さんがなぜゴロゴロしているのかを思い、やさしい言葉をかけてみようと考え、一方、昭夫さんの方でも昭子さんがどうしてそのようなことを言ったのか、何を望んでいるのかを考えてみます。昭子さんも自分と同様疲れているのかもしれない、何か手伝って欲しいのかなと考えてみるのです。ゴロゴロしている昭夫さんにライラしている昭子さんの状況は同じですが、会話2の内容はぜんぜん違ってきますね。お互いがまず相手の現状をポジティブに受け容れることが大切なのです。

アサーティブ

多くの場合、昭子さんのように「どうして私ばかり」と不平不満を自分の

中にためてしまいがちですが、相手に自分の主張をしていないのではないのでしょうか。不満はためず、はっきりと意思表示をすることも大切です。まず相手を思いやり、「疲れているの？」と現状を受け容れた上で、「悪いけど、〇〇を手伝ってもらえる？」とはっきりと分かりやすく言うことです。人は頼られると案外嬉しいものなのです。互いに相手から必要とされている存在だと思えることが、パートナーとの関係を末永く円満に保つ秘訣といえるでしょう。

コーチング

今は「それぞれが違っていい」という時代。なんでも自分と同じように相手に求めるのではなく、相手と自分は違うのが当たり前。その違いを受け容れ、お互いの得意、不得意分野を認めただ上で、不得意なものは得意な方がカバーするといったように、互いの役割分担を決めるのもよいと思います。

環境づくり

最近では近所付き合いもなくなり、夫婦喧嘩を仲裁してくれるお節介な隣人もいません。個人主義が尊重され煩わしさもなくなった反面、自ら周囲に心を開けず、悩みを一人で抱え孤独に陥りやすくなっています。

信頼できる冷静な第三者に相談できる環境を作ることも、いい人間関係を保つのに大切なことなのです。

童話の世界に賢いヒロインが登場!

『アリーテ姫の冒険』

ダイアナ・コールス作 ロス・アスキス 絵
グループ ウィメンズ・プレイス 訳
学陽書房 1989年12月



原題”The Clever Princess”が意味するようにこの物語の主人公は「賢いお姫さま」である。

本を読むのが大好きで、裁縫や絵を描くのも上手なアリーテ姫は知識を備えた賢い女性へと成長した。姫が賢いことを知り驚いた王さまは「まさかそんなはずはない。だがもしそうだとしたら嫁のもらいてがない」と頭を抱え、宝石と交換し魔法使いと結婚させた。魔法使いは姫に三つの難題を次々と与えるが、姫は持ち前の賢さと勇気で解決する。物語には三回願いが叶う魔法の指輪が登場するが、それを姫は難問を解決するためや逃げ出すためではなく、閉じ込められた地下室での生活を楽しむために使う。

作品が生まれた背景として、子どもたちに広く読み継がれている『シンデレラ姫』や『眠れる森の美女』などに登場するお姫さま像にある。それは美しい姫が困難に陥ると、若くハンサムな王子が現れ助け出してきて、2人は結ばれ幸せになるという筋書きのお姫さま像である。そのような物語を読んで育った子どもたちには、自然と男女の在り方・ジェンダーが刷り込まれ根づく。従来の童話の世界にはない知恵を働かせ、勇気あるアリーテ姫が自力で問題を解決する姿は、まさしく新たなる冒険物語の始まりである。それがフェミニスト童話の一冊といわれているゆえんであろう。

子どもから大人まで日々の暮らしで問題が生じた時、どのように対処し解決したらよいか、また生きていくために本当に必要なものは何かを教えてくれる物語である。

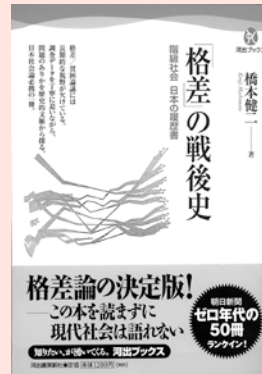
格差の背後に潜む階級構造

『「格差」の戦後史』

—階級社会 日本の履歴書—

橋本健二 著

河出書房新社 2009年10月



著者は「格差はけっして新しい問題ではなく、いつの時代も存在し、経済状況や政策により変化するが、その背後には階級構造という社会の骨格を認識せねばならない」と主張する。日本の戦後を七つの時期に区分し、格差と階級構造の歴史の変遷を象徴する事件や出来事で参照し、論じている。その際には、『経済白書』『国民生活基礎調査』など各種資料を駆使し検証している。

貧しさからの出発である敗戦から、1950年は戦後改革により格差は縮小したが、1950年代では経済復興に伴い拡大する。1960年代は、高度経済成長とともに賃金格差は縮小する。しかし、女性非正規雇用者の増加や後の格差拡大の要因が形成されつつある。1970年代は「一億総中流」の始まりで、農民層と小零細企業労働者以外の中規模以上に従事する企業労働者は、貧困を脱する。1980年代は格差拡大の始まりで、バブル期に雇用は拡大したが、非正規雇用者が多く、女性のみならず男性も増加する。1990年代には、企業倒産と雇用の喪失により格差拡大が本格化する。2000年代になると非正規雇用が拡大し、その極端な低賃金、家族形成と次世代の再生産の困難な階級が出現する。その数約800万人、もはや少数者ではなく日本の階級構造の主要な構成要素で、新しい階級社会が形成され始める。

本書の最後で著者は「格差について語ることは、政治について語ること」「さまざまな制度や政策がどのように格差に影響するのか」「どのような制度や政策を選択すべきなのか」と私たちに問いかけている。

「世界で最も輝いた人 ~MICHAEL JACKSON~」

昨年“King of Pop”マイケル・ジャクソン(Michael Joseph Jackson 1958年8月29日-2009年6月25日)が50歳の若さで永眠しました。彼のすぐれた音楽的才能と歌唱力、ダンスパフォーマンスにどれだけ多くの人々が魅了されたことでしょう。

マイケルはアメリカという白人優位の国においてブラック・アメリカンとしての誇りを持ち、挑戦し続けました。彼の音楽が人種間の差異を越えて、みんながひとつになることの「心地よさ」を教えてくださいました。愛と希望を私たちに教えてくださいました。

音楽の世界でスーパースターであったマイケルは同時に、彼の生涯を通じて、子どもたちの人権救済活動(すべての子どもが愛される権利、守られる権利、かけがえのない存在だと感じられる権利などの主張)を行い、地球破壊に対する警戒を訴え続けました。(彼はノーベル平和賞に2度ノミネートされています。)

しかしながら彼の純粋で一途な思いとは裏腹に、彼の成功を妬む人々、お金の群がる人々によって、過去2回にわたって性的児童虐待の容疑で裁判にかけられ、数々のゴシップ報道にまみれ、辛い経験を強いられることとなってしまいました。(実際のところ、皮膚が白く変化していったのは

白斑病のためでしたし、裁判では最終的にはすべての容疑で無罪となりました。)

2001年、英国オックスフォード大学にてマイケルは「家族と愛」というテーマで特別講演を行いました。彼はスピーチの中で「過去のつらい記憶に邪魔されず、未来を築きたいのです。お互いに許し合い、お互いに助け合い、そして前へ進みましょう。」と語りかけています。

マイケルが残したメッセージには弛まない努力、やさしさ、謙虚さ、そして感謝の心であふれています。彼は男とか女とか、白人だとか黒人だとか、大人とか子どもとかという前に一人の人間として、大きな愛を持っていました。

私たちが、一人ひとりが輝いて生きていける社会、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会、いわゆる男女共同参画社会の実現をめざして邁進していきたいものです。

最後にみなさん、心が渴いたときにはぜひマイケルのメッセージに触れてみてください。きっとなんだかとても救われたような、やさしい気持ちになれることでしょう。

Fujiko

Your mind is powerful enough to help you attain whatever you want.

(強く願えば、思いは必ずかなえられる)

by Michael Jackson



女性悩みごと相談 (予約制)

さまざまな悩みを抱えている女性のために、女性特有の問題を専門とするフェミニストカウンセラーが無料で相談にあたり、一緒に問題解決の糸口を探します。相談内容によっては関係機関へ紹介もします。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

相談日 毎週水曜日午後1時～4時
(祝日・年末年始は除く)
相談時間 一人50分まで
場所 市役所3階 応接室
相談方法 電話または面接
利用方法 予約制 TEL 544-5130

「男女共同参画ルームおあしす」

平成14年3月16日に「男女共同参画ルームおあしす」がオープンしました。ルーム内には、男女共同参画に関する図書コーナーの他、インターネットで情報収集できる情報コーナーが設置されています。

利用できるのは、登録団体となります。(予約制)詳しくは、企画部企画政策室(2373)までお問い合わせください。

場所 昭和町分室2階
利用日 月曜日から金曜日
(祝日・年末年始は除く)
利用時間 午前9時30分
～午後4時30分

